

# 桜美林大学大学院学則

平成5年3月19日制定

## 第1章 総 則

### 第1節 目的及び達成の評価

(目的)

**第1条** 桜美林大学（以下「本学」という。）に、本学学則第5条に基づき、桜美林大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。本大学院は、本学の建学の精神と目的に則り、一般的並びに専門的教養を習得して、高度の専門性を有する研究並びに職業等に必要な能力を養うことによって、広く国際的な文化向上に寄与する人物を養成することを目的とする。

(目的達成の点検と評価)

**第2条** 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育研究活動の状況を点検し評価を行い、その結果を公表する。

### 第2節 組 織

(課程等)

**第3条** 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

- 2 博士課程は、前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分して置くことができる。
- 3 博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
- 4 修士課程及び博士前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 5 博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(研究科、専攻及び学系並びに定員)

**第3条の2** 本大学院に研究科、専攻、及び本学学則第3条第5項に定める組織として学系を置く。

2 前項の研究科、専攻の定員は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	入学定員	収容定員
国際学術研究科	国際学術専攻	博士前期課程	230人	460人
	国際学術専攻	博士後期課程	15人	45人

(学位プログラム)

**第3条の3** 研究科の専攻に学位プログラムを置くことができる。

2 修士課程及び博士前期課程学位プログラムは、次のとおりとする。

- (1) 言語教育実践研究学位プログラム
- (2) 心理学実践研究学位プログラム
- (3) 経営学学位プログラム
- (4) 大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム (通信教育課程)
- (5) 老年学学位プログラム

3 博士後期課程学位プログラムは、次のとおりとする。

- (1) 国際学術研究学位プログラム
- (2) 老年学学位プログラム

(養成する人材等)

**第3条の4** 第3条の2の専攻の人材養成等に関する目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際学術専攻は、高度な知的基盤社会に十分貢献できる複合的な学修及び学際的な研究活動を通じて、高次プロフェッショナルとして社会で活躍できるべく、グローバル社会のニーズに一層適応した高度専門職業人及び研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。
- 2 前条第2項の修士課程及び博士前期課程学位プログラムの人材養成等に関する目的は、次のとおりとする。
  - (1) 言語教育実践研究学位プログラムは、グローバル社会にあつて、幅広いコミュニケーションの理論と実践に係る教育研究を行い、高度な知識、実践力及びリーダーシップを備えたグローバルな視点に立ち架け橋となる人材の養成等を目的として、教育研究を行う。
  - (2) 心理学実践研究学位プログラムは、臨床心理学、ポジティブ心理学を基礎学問として、心の健康や豊かな生活に関する研究と実践を行い、心の専門家及び優れた研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。
  - (3) 老年学学位プログラムは、高齢者のより広範な社会的参加を実現するための専門的知識・能力を有する高度専門職業人及び研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。
  - (4) 経営学学位プログラムは、複雑化する国際競争社会において、的確な企業経営の判断が下せる知識、スキル、発想、戦略的思考、変化への柔軟性、ナレッジ変換・コンセプト化、リスクテイクを兼ね備えた高度専門職業人の養成等を目的と

して、教育研究を行う。

(5) 大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム（通信教育課程）は、大学の行政・管理・運営にわたる専門的知識・能力を有する大学アドミニストレーター（大学経営の専門家）の養成等を目的として、教育研究を行う。

3 前条第3項の博士後期課程学位プログラムの人材養成等に関する目的は、次のとおりとする。

(1) 国際学術研究学位プログラムは、高度な知的基盤社会に十分貢献できる複合的な学修及び学際的な研究活動を通じて、高次プロフェッショナルとして社会で活躍できるべく、グローバル社会のニーズに一層適応した高度専門職業人及び研究者の養成等を目的として、教育研究を行う。

(2) 老年学学位プログラムは、学際的な視点から、高齢社会の諸問題を的確に研究し、解明する能力を有する高度な専門研究者、及び実践的応用の可能な能力を有する高度専門職業人の養成等を目的として、教育研究を行う。

### 第 3 節 教 員

(教員)

**第 4 条** 本大学院の授業及び研究指導は、本学の専任教員のうちから本大学院の担当を命ぜられた者が行う。

2 前項のほか、必要な場合には、学内及び学外の適切な者を兼任教員、非常勤講師等に委嘱して授業を担当させることができる。

(大学院長)

**第 4 条の 2** 本大学院に、大学院長を置く。

2 大学院長は、大学院に関する校務をつかさどる。

3 大学院長は、学長に対し、年度報告を書面によって提出しなければならない。

4 大学院長の選任の方法及び任期は、学長が定める。

(研究科長)

**第 4 条の 3** 本大学院の研究科に、研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。

3 研究科長の選任の方法及び任期は、学長が定める。但し、研究科長は、大学院長をもって充てることができる。

(大学院長補佐)

**第 4 条の 4** 本大学院に、大学院長補佐を置くことができる。

2 大学院長補佐は、大学院長を補佐する。

3 大学院長補佐の選任の方法及び任期は、学長が定める。

## 第 4 節 大学院の運営

第 5 条 削除

第 6 条 削除

第 7 条 削除

第 8 条 削除

第 9 条 削除

(大学院教授会)

第 10 条 本大学院に、大学院教授会を置く。

- 2 大学院教授会は、本大学院の担当を命ぜられた専任教授をもって組織する。
- 3 大学院教授会には、本大学院の担当を命ぜられた准教授その他の教員を加えることができる。

第 10 条の 2 大学院教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育課程の編成等大学院の教育研究に関する重要な事項で、大学院教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 大学院教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び大学院長（以下「学長等」という。）がつかさどる大学院の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 大学院教授会は、当該大学院教授会に属する者のうちの一部の者をもって構成される代議員会を置くことができる。
  - 4 代議員会を大学院運営会議と称することができ、その運営等については、別に定める。

第 10 条の 3 削除

第 11 条 削除

## 第 5 節 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年、学期、休業日及び授業期間)

第 12 条 本大学院の学年、学期、休業日及び授業期間については、本学学則を準用する。

## 第 2 章 研究科通則

### 第 1 節 修業年限及び在学年限

(修士課程及び博士前期課程の修業年限及び在学年限)

第 13 条 修士課程及び博士前期課程の標準修業年限は 2 年とする。

- 2 在学年数は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。
- 3 学生が職業を有している等の事情により、第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 4 前項の規定が適用される場合においても、在学年数は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。
- 5 主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を 1 年以上 2 年未満の期間とすることができる。

(博士後期課程の修業年限及び在学年限)

第 13 条の 2 博士後期課程の標準修業年限は 3 年とする。

- 2 在学年数は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。
- 3 学生が職業を有している等の事情により、第 1 項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 4 前項の規定が適用される場合においても、在学年数は、標準修業年限の 2 倍の年数を超えることはできない。

### 第 2 節 入 学

(入学の時期)

第 14 条 本大学院の入学の時期については、本学学則を準用する。

(修士課程又は博士前期課程の入学資格)

第 15 条 修士課程又は博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に定められた大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することによ

- り当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者
  - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

（博士後期課程の入学資格）

**第15条の2** 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位（学校教育法第104条第3項の規定に基づき学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下この条において同じ。）を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
- (8) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修

し、大学院設置基準第 16 条の 2 に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願、入学者の選考、入学の手続き、入学の許可)

**第 16 条** 本大学院への入学の出願、入学者の選考、入学の手続き、入学の許可については、本学学則を準用する。

(転入学)

**第 17 条** 他の大学院に在学する者で、本大学院への転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学長は選考のうえ大学院教授会の議を経て転入学を許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長又は研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

3 転入学する者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに転入学する年次については、大学院教授会の議を経て学長が決定する。

(再入学)

**第 17 条の 2** 再入学については、本学学則を準用する。

### 第 3 節 教育課程等

(教育方法)

**第 18 条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

2 本大学院は、前項の授業又は研究指導を、夜間その他特定の時間又は時期において行うことができるものとする。

3 本大学院は、第 1 項の授業又は研究指導を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることがある。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

**第 18 条の 2** 本大学院は、本大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(授業科目及び単位)

**第 19 条** 本大学院における授業科目及びその単位数は、別表 I のとおりとする。

(単位の計算基準)

**第 20 条** 各授業科目の単位数の計算基準については、本学学則を準用する。

(履修科目の届出)

**第 21 条** 学生は各学期初めに履修する授業科目を届け出るものとする。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

**第 22 条** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）等との協議に基づき、当該大学院等の授業科目の履修を認めることができる。

2 本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は 15 単位を超えない範囲で、次条により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとし、認定は大学院教授会の議を経て学長が決定する。

(入学前の既修得単位の認定)

**第 23 条** 本大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に他の大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本大学院において修得したものとみなすことができる単位数は 15 単位を超えない範囲で、前条により本大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を超えないものとし、認定は大学院教授会の議を経て学長が決定する。

#### 第 4 節 課程修了及び学位

(単位修得の認定)

**第 24 条** 履修科目の単位修得の認定は、試験により担当教員が行うものとする。

2 履修した授業科目の成績は、A、B、C、D、F をもって表わし、A、B、C、D を合格とする。但し、学長が必要と認めるときは、これら以外の表記で成績を表すことができる。

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

**第 25 条** 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に 2 年以上在学し、34 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果とする研究成果報告の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関して、優れた業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

**第 26 条** 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に 3 年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。但し、在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者については、学長が特に認めた場合に限り、次の各号に掲げる年数以上在学すれば足りるものとする。

- (1) 博士前期課程又は修士課程に2年以上在学し当該課程を修了した者 1年
- (2) 博士前期課程又は修士課程に2年未満在学し当該課程を修了した者 博士前期課程又は修士課程における在学期間を含めて3年

(学位)

**第27条** 本大学院の課程を修了した者には、次の学位を授与する。

研究科名	専攻名	課程	学位(専攻分野の名称)
国際学術研究科	国際学術専攻	博士前期課程	修士(言語教育)
			修士(心理学)
			修士(経営学)
			修士(大学アドミニストレーション)
	国際学術専攻	博士後期課程	修士(老年学)
			博士(学術)
		博士(老年学)	

- 2 前項のほか、本大学院が行う博士論文の審査に合格し、かつ、同課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に、博士の学位を授与する。
- 3 この学則に定めるもののほか、学位及びその授与に関し必要な事項は、本学学位規則に定める。

## 第5節 学籍の異動

(休学、転学、留学、退学及び除籍)

**第28条** 本大学院の休学、転学、留学、退学及び除籍については、本学学則を準用する。

- 2 本学学則第50条第2項にかかわらず、休学の期間は、在学中を通じて修士課程及び博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることはできない。

## 第6節 賞 罰

(賞罰)

**第29条** 学生の賞罰については、本学学則を準用する。

## 第7節 外国人留学生、研究生、科目等履修生及び聴講生

(外国人留学生)

**第30条** 外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、学長は、選考のうえ大学院教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することがある。

(研究生)

**第 31 条** 本大学院において特定の事項について研究することを願い出る者があるときは、本学が適当と認め、かつ、支障のない場合に限り、大学院研究生として入学を許可することがある。

2 大学院研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(委託研究生)

**第 32 条** 他の大学院又は研究機関等から、本大学院の特定の授業科目の履修及び研究指導の委託があったときは、本大学院学生の教育研究に支障のない範囲において、学長は大学院教授会の選考を経て研究生として入学を許可することがある。

2 委託研究生の入学資格は、第 15 条又は第 15 条の 2 に定める者とする。

3 委託研究生は、その履修した授業科目について試験を受けることができる。

4 前項の試験を受けて合格した者には、成績を記載した証明書を交付する。但し、単位は授与しない。

(科目等履修生)

**第 33 条** 本大学院が開設する授業科目のうち 1 科目又は複数科目を履修することを願い出る者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

**第 34 条** 本大学院が開設する授業科目のうち 1 科目又は複数科目を聴講することを願い出る者があるときは、聴講生として聴講を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生に関する規程)

**第 35 条** 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第 8 節 削除

**第 36 条** 削除

## 第 9 節 学納金

(学納金)

**第 37 条** 本大学院の入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、実験実習費の納入額は、別表Ⅱのとおりとする。

2 学納金の納入方法等については、本学学則を準用する。

3 第13条第3項及び第5項に該当する学生の学納金については、別に定める。

## 第10節 図書館・研究施設

(附属図書館)

**第38条** 本大学院は、本学図書館を利用することができる。

2 本学図書館については、本学学則を準用する。

(学生研究室)

**第39条** 本大学院に、学生研究室を設ける。

2 学生研究室に関する細則は、学長が定める。

(学群等の施設及び設備の共用)

**第40条** 本大学院は、学群等の施設及び設備を共用することができる。

## 第11節 雑 則

(本学学則の準用等)

**第41条** この学則に定めるもののほか、本大学院に関し必要な事項は、本学学則の規定を準用する。

2 この学則に定めるもののほか、本大学院通信教育課程に関し必要な事項は、本大学院通信教育課程規程に定める。

(学則の改廃)

**第42条** この学則の改廃は、大学運営会議及び常務理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

2 新たに設置した授業科目については、平成8年度以前入学生の履修も認める。

附 則

1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。

2 新たに設置した授業科目については、入学年度にかかわらず履修を認めることがある。

附 則

この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 国際学研究科国際関係専攻博士前期課程及び環太平洋地域文化専攻博士前期課程は、平成 16 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 18 年 9 月 16 日から施行する。

2 国際学研究科国際関係専攻博士前期課程及び環太平洋地域文化専攻博士前期課程は、廃止する。

附 則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、国際学研究科老年学専攻博士前期課程、国際学研究科老年学専攻博士後期課程、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程及び国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）の収容定員漸減は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
国際学研究科	老年学専攻	博士前期課程	20 人	0 人	—
		博士後期課程	6 人	3 人	0 人
	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	20 人	0 人	—
	大学アドミニストレーション専攻 （通信教育課程）	修士課程	40 人	0 人	—

- 3 第 27 条の規定にかかわらず、国際学研究科老年学専攻博士前期課程を修了した者には修士（老年学）、国際学研究科老年学専攻博士後期課程を修了した者には博士（老年学）、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程又は国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）を修了した者には修士（大学アドミニストレーション）の学位を授与する。
- 4 第 36 条の規定にかかわらず、国際学研究科老年学専攻において、高等学校教諭専修免許状（福祉）を取得することができる。
- 5 国際学研究科老年学専攻博士前期課程、国際学研究科老年学専攻博士後期課程、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程及び国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）は、平成 20 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。
- 6 国際学研究科老年学専攻博士前期課程、国際学研究科老年学専攻博士後期課程、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程及び国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）に係る別表 I（第 19 条関係）は、前項の廃止をもって削除する。

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 27 条の規定にかかわらず、平成 19 年度以前に国際学研究科国際学専攻博士前期課程に入学し、同専攻を修了した者には修士（国際学）、修士（国際政治）、修士（国際経済）、修士（国際経営）、修士（比較文化）、修士（ホスピタリティ文化）、修士（日本研究）、修士（アジア・オセアニア研究）、修士（アメリカ研究）のうち、最も適当な学位を授与する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、平成 21 年度の国際学研究科国際学専攻博士前期課程の収容定員は 60 人とする。
- 3 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、国際学研究科国際関係専攻博士後期課程、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程、国際学研究科言語教育専攻修士課程及び国際学研究科人間科学専攻修士課程の収容定員漸減は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
国際学研究科	国際関係専攻	博士後期課程	6 人	3 人	0 人
	環太平洋地域文化専攻	博士後期課程	6 人	3 人	0 人
	言語教育専攻	修士課程	40 人	0 人	—
	人間科学専攻	修士課程	30 人	0 人	—

- 4 第 27 条の規定にかかわらず、平成 20 年度に国際学研究科国際学専攻博士前期課程に入学し、同専攻を修了した者には修士（国際学）、修士（国際経営）、修士（比較文化）のうち、最も適当な学位を授与する。

- 5 第 27 条の規定にかかわらず、国際学研究科国際関係専攻博士後期課程を修了した者には博士（学術）、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程を修了した者には博士（学術）、国際学研究科言語教育専攻修士課程を修了した者には修士（日本語教育）又は修士（英語教育）、国際学研究科人間科学専攻修士課程を修了した者には修士（臨床心理学）又は修士（健康心理学）の学位を授与する。
- 6 第 36 条の規定にかかわらず、平成 20 年度以前に国際学研究科国際学専攻に入学した者は、中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、高等学校教諭専修免許状（公民）、中学校教諭専修免許状（外国語 [英語]）、高等学校教諭専修免許状（外国語 [英語]）、高等学校教諭専修免許状（商業）を取得することができる。
- 7 第 36 条の規定にかかわらず、国際学研究科言語教育専攻において、中学校教諭専修免許状（国語）、高等学校教諭専修免許状（国語）、中学校教諭専修免許状（外国語 [英語]）、高等学校教諭専修免許状（外国語 [英語]）、並びに国際学研究科人間科学専攻において、中学校教諭専修免許状（保健体育）、高等学校教諭専修免許状（保健体育）を取得することができる。
- 8 国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程、国際学研究科言語教育専攻修士課程及び国際学研究科人間科学専攻修士課程は、平成 21 年 4 月 1 日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。
- 9 国際学研究科国際関係専攻博士後期課程、国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程、国際学研究科言語教育専攻修士課程及び国際学研究科人間科学専攻修士課程に係る別表 I（第 19 条関係）は、在学生の修了を待って削除する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 国際学研究科人間科学専攻修士課程は、平成 22 年 3 月 31 日をもって廃止する。
- 2 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程、国際学研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程（通信教育課程）及び国際学研究科言語教育専攻修士課程の廃止の時期は平成 24 年 3 月 31 日とする。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際学研究科環太平洋地域文化専攻博士後期課程及び国際学研究科老年学専攻博士前期課程の廃止の時期は平成 25 年 3 月 31 日とする。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 国際学研究科老年学専攻博士後期課程の廃止の時期は平成 26 年 3 月 31 日とする。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 36 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に経営学研究科経営学専攻に入学した者は、高等学校教諭専修免許状（商業）を取得することができる。
- 3 第 36 条の規定にかかわらず、平成 30 年度以前に老年学研究科老年学専攻に入学した者は、高等学校教諭専修免許状（福祉）を取得することができる。

附 則

この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程及び国際学術研究科国際学術専攻博士後期課程の収容定員漸増は以下のとおりとする。

研究科名	専攻名	課 程	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
国際学術研究科	国際学術専攻	博士前期課程	230 人	460 人	460 人
	国際学術専攻	博士後期課程	15 人	30 人	45 人

- 3 第 3 条の 2 の規定にかかわらず、国際学研究科国際学専攻博士前期課程、国際学研究科国際人文社会科学専攻博士後期課程、国際学研究科国際協力専攻修士課程、老年学研究科老年学専攻博士前期課程、老年学研究科老年学専攻博士後期課程、大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程、経営学研究科経営学専攻修士課程、言語教育研究科日本語教育専攻修士課程、言語教育研究科英語教育専攻修士課程、心理学研究科臨床心理学専攻修士課程、心理学研究科健康心理学専攻修士課程の収容定員漸減は以下のとおりとする。

研究科名	専攻名	課程	令和3年度	令和4年度	令和5年度
国際学研究科	国際学専攻	博士前期課程	10人	0人	—
	国際人文社会科学専攻	博士後期課程	20人	10人	0人
	国際協力専攻	修士課程	10人	0人	—
老年学研究科	老年学専攻	博士前期課程	20人	0人	—
	老年学専攻	博士後期課程	6人	3人	0人
大学アドミニストレーション研究科	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	20人	0人	—
大学アドミニストレーション研究科 (通信教育課程)	大学アドミニストレーション専攻	修士課程	40人	0人	—
経営学研究科	経営学専攻	修士課程	30人	0人	—
言語教育研究科	日本語教育専攻	修士課程	30人	0人	—
	英語教育専攻	修士課程	10人	0人	—
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	13人	0人	—
	健康心理学専攻	修士課程	17人	0人	—

4 第27条の規定にかかわらず、国際学研究科国際学専攻博士前期課程を修了した者には修士（国際学）、国際学研究科国際人文社会科学専攻博士後期課程を修了した者には博士（学術）、国際学研究科国際協力専攻修士課程を修了した者には修士（国際協力）、老年学研究科老年学専攻博士前期課程を修了した者には修士（老年学）、老年学研究科老年学専攻博士後期課程を修了した者には博士（老年学）、大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程を修了した者には修士（大学アドミニストレーション）、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程を修了した者には修士（大学アドミニストレーション）、経営学研究科経営学専攻修士課程を修了した者には修士（経営学）、言語教育研究科日本語教育専攻修士課程を修了した者には修士（日本語教育）、言語教育研究科英語教育専攻修士課程を修了した者には修士（英語教育）、心理学研究科臨床心理学専攻修士課程を修了した者には修士（臨床心理学）、心理学研究科健康心理学専攻修士課程を修了した者には修士（健康心理学）の学位を授与する。

5 第36条の規定にかかわらず、令和2年度以前に国際学研究科国際学専攻に入学した者は、中学校教諭専修免許状（社会）、高等学校教諭専修免許状（公民）、高等学校教諭専修免許状（地理歴史）、及び令和2年度以前に言語教育研究科日本語教育専攻に入学した者は、中学校教諭専修免許状（国語）、高等学校教諭専修免許状（国語）、並びに令和2年度以前に言語教育研究科英語教育専攻に入学した者は、中学校教諭専修免許状（外国語〔英語〕）、高等学校教諭専修免許状（外国語〔英語〕）を取得することができる。

6 国際学研究科国際学専攻博士前期課程、国際学研究科国際人文社会科学専攻博士後期課程、国際学研究科国際協力専攻修士課程、老年学研究科老年学専攻博士前期課程、老年学研究科老年学専攻博士後期課程、大学アドミニストレーション研究科大学アド

ミニストレーション専攻修士課程、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程、経営学研究科経営学専攻修士課程、言語教育研究科日本語教育専攻修士課程、言語教育研究科英語教育専攻修士課程、心理学研究科臨床心理学専攻修士課程、心理学研究科健康心理学専攻修士課程は、令和3年4月1日をもって学生募集を停止し、在学生の修了を待って廃止する。

- 7 国際学研究科国際学専攻博士前期課程、国際学研究科国際人文社会科学専攻博士後期課程、国際学研究科国際協力専攻修士課程、老年学研究科老年学専攻博士前期課程、老年学研究科老年学専攻博士後期課程、大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程、大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程、経営学研究科経営学専攻修士課程、言語教育研究科日本語教育専攻修士課程、言語教育研究科英語教育専攻修士課程、心理学研究科臨床心理学専攻修士課程、心理学研究科健康心理学専攻修士課程に係る別表Ⅰ（第19条関係）は、在学生の修了を待って削除する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 言語教育研究科英語教育専攻修士課程の廃止の時期は令和3年3月31日とする。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 国際学研究科国際学専攻博士前期課程の廃止の時期は令和4年3月31日とする。

附 則

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 国際学研究科国際協力専攻修士課程及び言語教育研究科日本語教育専攻修士課程並びに大学アドミニストレーション研究科大学アドミニストレーション専攻修士課程の廃止の時期は令和5年3月31日とする。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和5年6月1日から施行する。
- 2 心理学研究科臨床心理学専攻修士課程の廃止の時期は令和5年5月31日とする。

附 則

- 1 この学則は、令和5年9月16日から施行する。
- 2 心理学研究科健康心理学専攻修士課程の廃止の時期は令和5年9月15日とする。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年5月1日から施行する。
- 2 経営学研究科経営学専攻修士課程の廃止の時期は令和7年4月30日とする。

附 則

- 1 この学則は、令和7年12月12日から施行する。
- 2 大学アドミニストレーション研究科（通信教育課程）大学アドミニストレーション専攻修士課程の廃止の時期は令和7年12月11日とする。

附 則

この学則は、令和8年4月1日から施行する。

別表Ⅰ 授業科目及び単位(第19条関係)

博士前期課程

1. 国際学術研究科 国際学術専攻 博士前期課程

専攻	区分	授 業 科 目	単位数			
			必修	選択	自由	
国際学術専攻	共通	専攻演習Ⅰ	1			
		専攻演習Ⅱ	1			
		専攻演習Ⅲ	1			
		専攻演習Ⅳ	1			
		研究倫理特論		1		
		統計手法特論		2		
	言語教育実践研究学位プログラム		コミュニケーションとマルチモダリティ		2	
			談話研究		2	
			言語とアイデンティティ		2	
			言語習得論		2	
			日本語教育政策研究		2	
			社会言語学		2	
			生活者日本語教育研究		2	
			年少者日本語教育研究		2	
			言語学		2	
			言語対照論		2	
			言語学特論A		2	
			言語学特論B		2	
			音声研究		2	
			語彙研究と表記		2	
			文法研究		2	
			日本語教育・学習研究		2	
			日本語教育評価研究		2	
			日本語教育実習		3	
			日本語教育文法研究		2	
			言語教育研究の統計的方法		2	
			言語教育研究の質的方法		2	
			コーパス言語研究法		2	
			日本語教育法		2	
			日本語教育文法		2	
	日本語 学習アドバイザー		2			
	心理学実践研究学位プログラム	共通	心理学研究法特論Ⅰ (量的分析の理論と実践)		2	
			心理学研究法特論Ⅱ (質的分析)		1	
			障害者心理学特論		1	
			ライフコースと健康教育		2	
			犯罪心理学特論		1	
			システム (家族・集団・地域社会) と個人の心理学		1	
			心の健康教育に関する理論と実践		1	
			ポジティブヘルス心理学特論		2	
		心理分野	ライフスタイル特論		2	
ポジティブ心理学諸技法B (動機づけ面接・リーダーシップ)				1		
ポジティブ心理学諸技法E (認知行動療法・SST)				1		
ポジティブ心理学特論				2		



専攻	区分	授 業 科 目	単位数		
			必修	選択	自由
国際学術専攻	経営学学位プログラム	サステナビリティ経営論		2	
		サステナブル・ファイナンス		2	
		現代企業論		2	
		エンターテインメントインダストリー		2	
		エンターテインメント・プロジェクト		2	
		エンターテインメントリサーチ&テクノロジー		2	
		コンテンツマネジメント		2	
		イベント&プロジェクトマネジメント		2	
		ホスピタリティ&サービスマーケティング		2	
		サービスオペレーション		2	
		トラベル&エンターテインメントマーケティング		2	
		アントレプレナーシップ論		2	
		資本政策論		2	
		デジタルビジネス創造論		2	
		事業計画書策定		2	
		日本的経営研究		2	
		日中ビジネス経営		2	
		日中企業におけるコーポレートガバナンス		2	
		東南アジアにおけるビジネス研究		2	
		現代日本経営史		2	
		グローバル企業研究		2	
		イノベーションの経営学		2	
		イノベーション戦略		2	
		国際標準マネジメント研究		2	
		サステナブル経営システム研究		2	
		企業と法		2	
		企業倫理		2	
		職業倫理研究		2	
		ビジネス統計分析		2	
		特殊講義Ⅰ		1	
		特殊講義Ⅱ		1	
		特殊講義Ⅲ		1	
		特殊講義Ⅳ		1	
		企業財務管理研究		2	
		保険とリスクマネジメント		1	
		経営学統計法		2	
海外ファイナンス市場と資産管理		2			
Web3.0とデジタル資産分析		2			
企業（商業銀行）経営管理		1			
投資管理と資産配置		2			
不確定経済学		1			
商業銀行の国家化戦略		1			

専攻	区分	授 業 科 目	単位数		
			必修	選択	自由
国際学術専攻	大学アドミニストレーション実践研究学位プログラム (通信教育課程)	高等教育論		3	
		高等教育調査・分析法		3	
		高等教育史		3	
		大学国際化研究		2	
		高等教育比較研究		3	
		高等教育制度論		3	
		大学政策・財政論		3	
		大学と生涯学習		2	
		大学経営環境論		3	
		大学職員論		2	
		ICT活用教育論		3	
		大学教学マネジメント論		3	
		大学組織・人事マネジメント論		3	
		大学財務マネジメント論		3	
		大学IRとエンロールメント・マネジメント		2	
		大学アドミッション論		2	
		大学の質保証システム		2	
		学習機会支援論		2	
		キャリア開発支援論		2	
		学生相談論		2	
	老年学学位プログラム	老年学特論		1	
		老年医学特論		2	
		老年心理学特論		2	
		老年社会学特論		2	
		老年精神医学特論		2	
		老年保健学特論		2	
		老年看護特論		2	
		老年臨床心理学特論		2	
		回想心理学特論		2	
		死生学特論		2	
		老年社会保障特論		2	
		老年ソーシャルワーク特論		2	
		老年介護特論		2	
		老年医学系研究法特論		2	
		老年社会科学系研究法特論		2	
		統計解析法特論		2	
		質的研究法特論		2	
		老年学文献講読・発表法特論		2	
		老年リハビリテーション特論		2	
		老年ヘルスプロモーション特論		2	
		老年生活環境学特論		2	
		専門職連携論		2	
高齢者サービス経営特論		2			
老年ケアマネジメント特論		2			

2. 削除

博士後期課程

1. 国際学術研究科 国際学術専攻 博士後期課程

専攻	区分		授 業 科 目	単位数		
				必修	選択	自由
国際学術専攻	国際学術研究学位プログラム	心理学研究領域	心理学専門セミナーⅠ	2		
			心理学専門セミナーⅡ	2		
			心理学専門セミナーⅢ	2		
			心理学専門セミナーⅣ	2		
			心理学専門セミナーⅤ	2		
			心理学専門セミナーⅥ	2		
		経営学研究領域	経営学専門セミナーⅠ	2		
			経営学専門セミナーⅡ	2		
			経営学専門セミナーⅢ	2		
			経営学専門セミナーⅣ	2		
			経営学専門セミナーⅤ	2		
			経営学専門セミナーⅥ	2		
	学位プログラム 老年学	老年学研究領域	老年学博士論文研究法特論		1	
			老年学専門セミナーⅠ	2		
			老年学専門セミナーⅡ	2		
			老年学専門セミナーⅢ	2		
			老年学専門セミナーⅣ	2		
			老年学専門セミナーⅤ	2		
			老年学専門セミナーⅥ	2		

1-1. 削除

2. 削除

別表Ⅱ 学納金（第37条関係）

（1）入学検定料

入学検定料	35,000 円
-------	----------

（2）入学金

入 学 金	100,000 円
-------	-----------

（3）施設設備費・授業料

			1年次	2年次	3年次
博士前期課程 及び 博士後期課程	春学期	施設設備費	50,000 円	50,000 円	—
		授業料	600,000 円	600,000 円	—
	秋学期	施設設備費	50,000 円	50,000 円	—
		授業料	600,000 円	600,000 円	—
	合 計		1,300,000 円	1,300,000 円	—
	博士後期課程	春学期	施設設備費	50,000 円	50,000 円
授業料			600,000 円	600,000 円	600,000 円
秋学期		施設設備費	50,000 円	50,000 円	50,000 円
		授業料	600,000 円	600,000 円	600,000 円
合 計		1,300,000 円	1,300,000 円	1,300,000 円	

（4）実験実習費

国際学術研究科国際学術専攻博士前期課程心理学実践研究学位プログラム（臨床心理分野）及び経営学学位プログラム（中国語MBAプログラム）の学生は、次の実験実習費を納入しなければならない。

		1年次	2年次	合 計
実験 実習費	心理学実践研究学位プログラム（臨床心理分野）	150,000 円	200,000 円	350,000 円
	経営学学位プログラム（中国語MBAプログラム）	700,000 円	700,000 円	1,400,000 円